

北海道羅臼高等学校 生徒心得

この心得は、生徒指導規程に定められた内容を、更に具体的に示したものであり、明朗・健全な高校生活を確立するための指針となるものである。

第1章 生活の基調

第1条 明るく謙虚で思いやりの精神をもって、他と接するよう心がけること。

第2条 真理と正義を愛し、冷静で的確な判断のもとに積極的に行動すること。

第3条 何事にも感謝の気持ちを持ち、創意・工夫し、目的をもって精一杯の努力をすること。

第2章 校内生活

第4条 8時25分までに登校し、放課後まではホームルーム担任の許可を受けずに校外に出ないこと。

第5条 下校は原則として16時40分までとする。

第6条 欠席（様式1）、遅刻、早退（様式2）の場合は、保護者承認のもと事前にホームルーム担任に電話等でその旨を連絡すること。

第7条 忌引日数は次の通りである。ただし、旅行を要する場合はその日数を加える。

①父母 7日以内 ②祖父母、兄弟、姉妹 3日以内 ③曾祖父母、伯叔父母、同居親族 1日以内 ④2親等までの法要 1日以内

第8条 昼食は昼休みに学校が指定した場所でとり、他の時間、他の場所で飲食することを禁ずる。

第9条 昼休みのグラウンド使用は禁止とする。

第10条 校地内及び校内における文書の配布・掲示（様式3）は、生徒指導部を経て学校長の許可を受けること。

第11条 集会（様式4）については、生徒指導部を経て学校長の許可を受けること。

第12条 休業日の学校の施設・設備を使用（様式5）する場合は、ホームルーム担任または担当教員を経て学校長の許可を受けること。

第13条 施設・設備は大切に扱わなければならない。万一、破損した場合はホームルーム担任または担当教員に申し出ること。復元経費の負担もありうる。

第14条 危険物や校内生活に不要なものを校舎内に持ち込むことを禁ずる。

第3章 校外生活

第15条 外出は21時までとする。外出の際は保護者に行き先を伝えておくこと。

第16条 外泊はしないこと。但し、特別な事情がある場合は、必ず保護者の事前承諾を得ること。

第17条 遊技場（ディスコ、パチンコ、麻雀荘、ビリヤード等）、およびアルコール類の提供を主とする店への出入りは禁止。

第18条 法令・条例・規則等で禁止している場所への出入りは禁止。

第19条 男女の交際は誤解をまねくことのないよう十分に留意し、明朗なものにすること。

第20条 次の場合は、保護者の承諾を得た許可願を各担当に提出し、生徒指導部を経て学校長の許可を受けること。

①各種大会への出場 ②各種集会への参加 ③その他学校が必要と認めるとき

第4章 服装

第21条 男子

1 制服

- (1) 本校指定の制服を着用すること。
- (2) 上着は本校指定のブレザー、シングル2つ釦、釦は本校指定のもの。
- (3) スラックスは本校指定。色はグレー（ワンタック、ストレート、裾シングル仕上げ）。
- (4) ワイシャツは白無地角襟のもの（指定なし）とする。
- (5) ニットベストは本校指定。通年着用可。
- (6) ネクタイは本校指定のワンタッチ式のもののみとする。
- (7) ベルトは本校指定のRロゴ入りのものとする。
- (8) 校章・学年組章は左襟につけること。
- (9) 夏季略装期間中はワイシャツ（襟付き白色無地）でよい。
- (10) 制服の変形型による着用は認めない。

2 頭髪

- (1) 端正にし、高校生らしい品位を保つこと。
- (2) 染色、脱色、パーマ等、頭髪の加工は禁止。

3 その他

- (1) 上靴は本校指定のものを使用すること。
- (2) 制服を着ることができない場合は、ホームルーム担任に事情を説明して異装届（様式6）を提出し、学校指定ジャージを上下とも着用すること。
- (3) コート類は指定しないが、学生らしいもので無地とする。皮革製品又はそれに準じたジャンパー、コート類の着用は認めない。
- (4) ピアス、イヤリング、指輪、ネックレス等の装飾品は、身につけない。
- (5) セーター、カーディガンを着用する場合は、白、紺、黒、茶、ベージュ、グレーとし、ブレザーの下に着用すること。（生徒指導部が許可した期間のみ着用可）

第22条 女子

1 制服

- (1) 本校指定の制服を着用すること。
- (2) 上着は本校指定のブレザー、シングル2つ釦、釦は本校指定のもの。
- (3) スラックスについては以下の通りに定める。
 - ア スラックスはグレー（ワンタック、ストレート、裾シングル仕上げ）
 - イ 通年着用可。
 - ウ ベルトは任意とする。着用する場合は本校指定のRロゴ入りのものとする
- (4) スカートについては以下の通りに定める。
 - ア 20本プリーツスカートとする。（タータンチェック・カーブベルト仕様）
 - イ 通年着用可。
 - ウ 裾丈は膝頭の間までとする。
 - エ ベルトによる裾上げは禁止。
 - オ スカートの下にジャージを履くことを禁ずる。
 - カ スカート着用に際しての条件
 - I ハイソックス又はタイツを着用すること。
- (5) ブラウスは白無地角襟のもの（指定なし）とする。
- (6) ニットベストは本校指定。通年着用すること。
- (7) リボンは本校指定のワンタッチ式のもののみとする。
- (8) 校章・学年組章は左襟につけること。
- (9) 靴下、タイツは、黒、紺で無地のものとする。スカート時のショートソックスは認めない。
- (10) 夏季略装期間中はブラウス（襟付き白色無地）でよい。その際、ニットベストを着用すること。
- (11) 制服の変形型による着用は認めない。
- (12) 正装時のスカート着用の際は、タイツを履くこと。ただし、夏季略装期間を除く。

2 頭髪

- (1) 端正にし、高校生らしい品位を保つこと。
- (2) 染色、脱色、パーマ、エクステ等、頭髪の加工は禁止。

3 その他

- (1) 上靴は本校指定のものを使用すること。
- (2) 制服を着ることができない場合は、ホームルーム担任に事情を説明して異装届（様式6）を提出し、学校指定ジャージを上下とも着用すること。
- (3) コート類は指定しないが、学生らしいもので無地とする。皮革製品又はそれに準じ

たジャンパー、コート類の着用は認めない。

(4) ピアス、イヤリング、指輪、ネックレス等の装飾品は、身につけない。

(5) セーター、カーディガンを着用する場合は、白、紺、黒、茶、ベージュ、グレーとし、ブレザーの下に着用すること。(生徒指導部が許可した期間のみ着用可)

第5章 アルバイト

アルバイトをする場合は保護者の責任のもと、あくまで学校生活に支障がないようにし、以下の点に注意すること。

第23条 アルバイト許可願(様式7)を提出し、所定の手続きを経てアルバイト許可証の交付を受けること。

第24条 勤務時間は21時までに帰宅できる範囲とする。

第25条 定期考査開始1週間前から定期考査終了まではアルバイト禁止とする。

第26条 下記におけるアルバイトは禁止とする。また、この他にも高校生の就業場所としてふさわしくない場所でのアルバイトも禁止する。

- 1 各種遊技場(パチンコ・ゲームセンター等)
- 2 酒類提供を主とする飲食店
- 3 船上、高所での危険な作業や機械操作を行う場所

第27条 以下に該当する場合は、アルバイト許可後も中断または禁止とする。

- 1 深刻な成績不振がみられた場合
 - (1) 各考査において、各教科・科目の評価で「1」を有する場合
 - (2) 各考査において、成績要注意者に該当した場合
- 2 欠課時数が実施時数の2割を超える科目を有する場合
- 3 遅刻日数が10日を超えた場合(通院等怠学以外の理由の場合は除く)
- 4 生徒指導事故等により特別指導の対象となった場合
- 5 その他、生徒指導部や該当学年で判断した場合

第28条 1年生に関しては、原則として前期中間考査が終了するまでアルバイト禁止とする。

第6章 その他

第29条 下宿する場合は下宿届(様式8)を提出すること。

第30条 本人および保護者の氏名・住所・下宿先等に変更があった場合は、ホームルーム担任に届け出ること。

第31条 身分証明書および生徒手帳は、常に携帯すること。

第32条 諸届・諸願については、次の手続き・様式により行う。

第33条 この規程の改正は、職員会議の審議を経て、校長が行う。

第7章 附則

第34条 本規程は、昭和63年4月1日より実施する。

(平成5年3月31日 一部改正)

(平成6年7月22日 一部改正)

(平成14年2月19日 一部改正)

(平成21年3月23日 一部改正)

(平成27年2月20日 一部改正)

(平成29年4月1日 一部改正)

(平成30年4月1日 一部改正)

(令和2年2月20日 一部改正)

(令和4年5月10日 一部改正)

(令和4年8月24日 一部改正)

(令和4年10月27日 一部改正)